

産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート

【基本シート】

区分	チェック項目	チェック欄			主な根拠法令
		適	不適	非該当	
1 保管の基準 <small>(運搬前の保管のほか、自社による積替保管・中間処理に伴う保管についてもここでチェックしてください。)</small>	保管場所の周囲に囲いを設けている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;">                     点線内の小項目の( )に1つでも不適があれば、不適の□にチェックしてください。以下同様です。                 </div> 法第12条第2項 規第8条
	<u>下記事項を表示した掲示板(縦横60cm以上)を設置している。</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	① 産業廃棄物の保管場所である旨	( )	( )		
	② 保管する産業廃棄物の種類	( )	( )		
	③ 管理者の氏名又は名称、連絡先	( )	( )		
	④ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられる高さの限度	( )	( )	( )	
	⑤ 積替え又は処分等を行う場合は、これらのための保管上限	( )	( )	( )	
	汚水が生じるおそれがある場合は、排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられる高さの限度を超えていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ねずみの生息や害虫の発生がないようにしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
石綿含有廃棄物を保管する場合は、他の物と区分(仕切りを設ける等)し、飛散防止のための措置(覆い、梱包等)を講じている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

※飛散・流出、地下浸透、悪臭の発散がないようにしてください。

2 委託の基準 (業者情報の確認)	<u>積極的に業者情報を収集し、適正処理の確保や3R(減量・リサイクル等)の推進の観点から産廃処理を委託する業者を選定している。</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	産業廃棄物の処理(運搬、処分又は再生)を業として行うことができる者に当該処理を委託し、委託内容がその事業範囲に含まれていることを許可証等で確認している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第12条第5項、 第6項 令第6条の2第1号、 第2号
	処理委託した産業廃棄物について、最終処分されるまでの一連の処理が適正に行われるよう、その処理の方法や施設の稼働状況を实地で(又はインターネット等を通じて)定期的に確認している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第12条第7項
3 委託の基準 (契約書)	<u>委託契約は、運搬、処分又は再生のそれぞれの業者と書面により行い、当該契約書には下記の事項が含まれている。</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		令第6条の2第4号 規第8条の4の2
	① 委託する産業廃棄物の種類、数量	( )	( )		
	② 運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地	( )	( )	( )	
	③ 運搬が積替保管を伴う場合は、その所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限	( )	( )	( )	
	④ 処分等を委託する場合は、その所在地、方法、施設の処理能力	( )	( )	( )	
	⑤ 中間処理を委託する場合は、中間処理後物の最終処分場の所在地、方法、施設の処理能力	( )	( )	( )	
	⑥ 委託契約の有効期間	( )	( )		
	⑦ 料金	( )	( )		
	⑧ 受託業者の産業廃棄物処理業許可に係る事業の範囲	( )	( )		
	⑨ 適正処理に必要な情報(性状、荷姿、その他取り扱う際に注意すべき事項)	( )	( )		
	⑩ 適正処理に必要な情報に変更があった場合の情報伝達方法	( )	( )		
	⑪ 受託業務終了時の委託者への報告	( )	( )		
	⑫ 契約解除時の未処理廃棄物の取扱い	( )	( )		
委託契約書には受託業者の許可証等の写しが添付されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		令第6条の2第4号 規第8条の4	
委託契約書等は、契約終了の日から5年間保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		令第6条の2第5号 規第8条の4の3	
4 委託の基準 (再委託)	再委託が行われるときは、あらかじめ再受託者が委託基準に適合する者であることを受託者に確認し、書面で承諾している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条の12
	再委託の承諾書の写しは、承諾した日から5年間保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条の2第6号 規第8条の4の4

区分	チェック項目	チェック欄			主な根拠法令
		適	不適	非該当	
5 マニフェスト	電子マニフェストを利用している。 ※利用している場合は、以下の項目は [ ] について チェックしてください。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	法第12条の5
	<u>産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物の引渡しと同時に、下記事項を記載したマニフェストを交付している。</u> <u>[3日以内に情報処理センターに登録]</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第12条の3第1項 規第8条の21
	① 交付年月日、交付番号 [引渡し年月日、登録年月日、登録番号]	( )	( )		
	② 氏名又は名称、住所 [同左]	( )	( )		
	③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称、所在地 [同左]	( )	( )		
	④ 交付を担当した者の氏名 [引渡しを担当した者の氏名]	( )	( )		
	⑤ 委託する産業廃棄物の種類及び数量 [同左]	( )	( )		
	⑥ 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、住所 [同左]	( )	( )		
	⑦ 運搬先の事業場の名称、所在地 [同左]	( )	( )		
	⑧ 運搬が積替保管を伴う場合には、その場所の所在地 [同左]	( )	( )	( )	
	⑨ 産業廃棄物の荷姿 [同左]	( )	( )		
⑩ 最終処分を行う場所の所在地 [同左]	( )	( )			
⑪ 石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その数量 [同左]	( )	( )	( )		
マニフェストは、処理を委託する産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付し、記載内容と実態に相違がないことを確認している。 [登録内容と実態に相違がないことを確認]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		規第8条の20、第8条の31の2	
運搬、処分が終了した旨を記載したマニフェストの写し(B2票、D票、E票)の送付を受け、内容を確認・照合し、交付したマニフェストの写し(A票)と併せて5年間保存している。 [情報処理センターから運搬又は処分が終了した旨の通知を受け確認]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第12条の3第2項、 第12条の3第6項 規第8条の21の2、 第8条の26	
一定の期間を経過してもマニフェストの写し(B2票、D票、E票)が送付されないときは、委託した業者に処理の状況等を確認している。 [情報処理センターから運搬又は処分が終了した旨の通知がないときは、委託業者に確認]  (参考) B2票は運搬終了後10日以内に、D票とE票は処分終了後10日以内に、それぞれ返送することとされている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条の3第3項、 第4項、第5項	
<u>次の場合は、必要な措置を講じるとともに、30日以内に「措置内容等報告書」を京都市に提出している。</u> [同左]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条の3第8項 規第8条の28、 第8条の29	
① マニフェストの写しが所定の期間(B2票、D票は90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)、E票は180日)内に送付されないとき。 [情報処理センターから終了報告が所定の期間内にない旨の通知があったとき]	( )	( )	( )		
② マニフェストの写し(B2票、D票、E票)に必要な事項が記載されていないとき。 [非該当]	( )	( )	( )		
③ マニフェストの写し(B2票、D票、E票)に虚偽の記載があることを知ったとき。 [情報処理センターにされた終了報告に虚偽の内容があることを知ったとき]	( )	( )	( )		
<u>毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストに関し「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、京都市に提出している。</u> [非該当]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条の3第7項 規第8条の27	

6 産業廃棄物 処理計画書等  (多量排出事業者 に該当する場合)	<u>前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上である事業場について、「産業廃棄物処理計画書」を作成し、6月30日までに京都市に提出している。</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条第9項 令第6条の3 規第8条の4の5
	<u>前年度に上記計画書を提出した場合は、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を作成し、6月30日までに京都市に提出している。</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条第10項 規第8条の4の6